

主催・共催・協賛・後援等の取扱細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部（以下「支部」という。）が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「主催」とは、原則として、催しの開催の主体となり、自己責任においてその催しを開催することをいう。
- (2) 「共催」とは、支部を含む複数の者が開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。企画当初から、共催団体は、内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。共催団体の会員も主催団体の会員と同等の資格により当該行事に参加できるものとする。開催の主体が支部を含む複数であること以外には、主催と異なる点はなく、協賛または後援に比べ、その催しへの支部の関与の度合いが強い。
- (3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、支部がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、協賛団体として名義使用の承認を行うものとする。後援と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。後援に比べて、その催しへの支部の関与の度合いが強い。
- (4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、支部がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(基準)

第3条 支部が催しを主催または共催する場合には、支部規約第3条（目的）および第5条（事業）に則っていることを基準として、個別に判断する

2 その他団体等が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、行事等に関して、後援名義等の使用について承認の依頼があった場合には、次の(1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、(2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

(1) 承認することができる場合

- a) 医療・福祉の発展に寄与するものと認められること

- b) 公益性があると認められること
 - c) 対象となる団体は、原則として公的学術団体および官公庁等、またはこれらに準ずること
 - d) 支部会員にとって有益であると認められること
 - e) 支部の目的および内容に照らし、特に必要と認められること
- (2) 承認できない場合
- a) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められること
 - b) 公益性がないと認められること
 - c) その運営方法が、公正でないと認められること
 - d) その対象が極めて限定されたものと認められること
 - e) その他、支部の業務の目的および内容に照らし、適当でないと認められること

(手続)

- 第4条 支部が催しを主催、共催または協賛する場合には、支部長および副支部長（以下「幹部会」という）が第3条の基準に則っていることを判断した上で、幹事会（メーリングリストを含む）で決定するものとする。
- 2 第三者主催の催し等に関して後援の依頼を受けた場合には、その主催者から趣旨、対象者、内容等を記載した所定の依頼文書（別紙様式1）の提出を支部あてに受け、幹部会が第3条の基準に則り承認の可否を判断し、支部長が確認の上、支部長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知するものとする。事務局は、幹事会開催時に前回報告以降に承認された催し等を報告するものとする。
- 3 第三者主催の催し等に関して後援名義等の使用を承認した場合には、その催し等の終了後に、その主催者から収支報告を含むその催し等の報告を支部あてに受けるものとする。

(補助金の交付)

- 第5条 支部長は、前条の共催および協賛を決定した場合は別に定める「補助金交付要領」に基づき補助金を交付することができるものとする。

(補助金の返還)

- 第6条 支部長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、補助金を返還させることができる。

(細則の変更)

第7条 本細則は、幹事会の議決を経て、支部長がこれを定める。

附則

平成26年6月1日から施行する。

補助金交付要領

(平成25年6月1日)

(目的)

第1条 主催・共催・協賛・後援等の取扱細則に基づき共催または協賛する場合は、事業支援をすることを目的に補助金交付要領を定める。

(交付の基準)

第2条 交付の額は5万円以内とし、基準範囲を次のとおり定める。ただし、補助金交付は予算の範囲内とする。

- 2 交付の対象は、事業運営費に対して行い懇親会等には交付しない。
- 3 当支部以外の団体の共催または協賛がない場合に限り交付する。
- 4 同一主催者は年一回に限定する。
- 5 交付金額は次のとおり事業費規模を基準として交付する。

区 分	共 催	協 賛	摘 要
事業費規模 2万円～10万円台	2万円	1万円	
事業費規模 20万円台	3万円	2万円	
事業費規模 30万円台	4万円	3万円	
事業費規模 40万円台	5万円	4万円	
50万円以上		5万円	

(その他)

第3条 その他交付にあたって本要領に定めの場合は支部長が別に定める。

別紙様式1

主催・共催・協賛・後援等の依頼書

日本プライマリ・ケア連合学会
北海道ブロック支部 様

ご依頼区分	[主催 ・ 共催 ・ 協賛 ・ 後援等]
行事名	
開催主催の団体名	
開催主催の代表者名	
開催日時	
開催場所	※会場名および所在地を記入して下さい
テーマ（主題）	
参加資格・対象・定員など	(1 都道府県 ・ 地域 ・ 全国) ※1 都道府県以下の募集範囲のご依頼はお断りする場合がございます。
募集範囲	
プログラム	
事業費	
参加費	
問い合わせ先	※所在地、担当者、TELを記入して下さい
WEBサイト	
記入者名	
連絡先E-Mail	

以上のとおり申請いたします。

年 月 日

主催者：